



<業務全般>	(緊急事態宣言対象地域内) 一時中止措置等について、受発注者間で協議 (緊急事態宣言対象地域外) 一時中止措置等について、受注者の申出に応じて対応 (共通) 工事の継続又は再開に当たっては、感染拡大防止対策の徹底	4/7 更新
<設計積算>	一時中止した場合、履行期間・費用等適切に設計変更	2/27
<入札契約>	一時中止し履行期間が年度をまたぐ場合には繰越等を実施 (事故繰越の場合は、適宜随意契約も活用)	2/27
	入札等手続き中及び今後公告する業務について柔軟に対応 (競争参加資格確認申請書および資料等の提出期限を延長する等)	4/7 更新
	ヒアリングの原則省略 (ヒアリングが真に必要と認められる場合は、テレビ会議等で実施する等)	4/7 更新
	手持ち業務量等の柔軟な設定 (一時中止等により完了が年度を超える業務は手持ち業務量(4億10件)の対象外)	3/2
<施工段階>	検査は積極的にテレビ会議にて実施 (打合せも同様)	2/28
<その他>	小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援【厚労省】 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09869.html)	3/2
	地方公共団体の調達における新型コロナウイルス感染症への対応【総務省】 (https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/index.html)	—
<問合せ対応>	本省・地整に問合せ窓口を設置	3/2